重 要 事 項 説 明 書

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用）

1　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する事業所（高齢者あんしんセンター）の概要

事業所名	高齢者あんしんセンターくらぶち
所在地	高崎市倉渕町三ノ倉303
介護保険事業所番号	１０００２００２７７
管理者名	浦野　優多
連絡先	電話：０２７－３９５－６２００　FAX：０２７－３９５－６２０１
開設日時	月曜から金曜日　午前８時３０分から午後５時１５分まで
休業日	土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
担当地域	倉渕

【法人の概要】

法人名	一般財団法人　榛名荘
代表者名	理事長　笛木　敬介
所在地	高崎市中室田町５９８９
連絡先	電話：０２７－３７４－１１３５

2　事業所（高齢者あんしんセンターくらぶち）の職員体制等　　（令和７年７月１日現在）

職　　種	人　　員
管理者	１名（常勤職員のうちから選任）
保健師 その他これに準ずるもの	名（常勤　　名、非常勤　　名）
社会福祉士 その他これに準ずるもの	２名（常勤　２名、非常勤　　名）
主任介護支援専門員 その他これに準ずるもの	１名（常勤　１名、非常勤　　１名）
事務職員	
認知症地域支援推進員	１名以上（常勤職員のうちから選任）

３　事業の目的、提供方法及び内容

（１）　事業の目的

利用者に対し、要介護状態の予防と、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。）を作成します。また、介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。

（２）事業の提供方法及び内容

①　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する相談を受ける場所は、利用者の居宅又は事業所の相談室、その他必要と認められる場所とします。

②　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の希望と選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。

③　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるようサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行います。

④　利用者及びその家族との面談によりアセスメントを実施し、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定します。

⑤　アセスメント結果等を踏まえ、サービス担当者会議を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間等を記載したケアプランを利用者等と調整し作成します。

ケアプランの内容、利用者負担等について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。また、ケアプランを利用者及びサービス事業者等に交付します。

⑥　利用者は、ケアプランの作成にあたって、事業者に対して複数のサービス事業者等の紹介を求めることができます。

⑦　利用者は、ケアプランの作成にあたって、事業者に対してサービス事業者等の選定理由を求めることができます。

⑧　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、医療サービスとの連携に十分配慮し、利用者が医療サービス等の利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合にはこれに従い、ケアプランを作成し、この意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。

⑨　事業者は、サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、主治医若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとします。

⑩　事業者は、ケアプランの作成後においても、利用者及びその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、ケアプランの実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じてケアプランの変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

⑪　前項のケアプランの実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

⑫　ケアプランに位置付けた期間のおおよそ中間にあたる月及び終了時に、当該ケアプランの目標の達成状況等について評価します。

⑬　事業者は、障害福祉サービスを利用してきた者が介護予防サービス等を利用する場合には、特定相談支援事業者と密接に連携し、サービスが円滑に提供されるよう連絡調整等を行います。

４　利用者負担金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担金はありません。ただし、介護保険料の滞納等がある場合に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを利用したときは、初回利用月７，７３１円（委託の場合１０，８５７円）、２ヶ月目以降４，６０５円を事業者にお支払いいただくことがあります。後日、市役所の窓口に申請していただくと払い戻しされることがあります。

５　虐待への対応

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

（１）虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じ、虐待又は虐待が疑われる事例を把握した場合には、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認するなどし、市に情報提供するとともに相互に連携し、適切な対応をとります。

（２）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

（３）虐待の防止のための指針を整備します。

（４）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

（５）上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待防止に関する担当者	管理者　浦野　優多

６　身体拘束等の適正化

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

（１）当該利用者又は他の利用者の行動の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

（２）やむを得ず身体拘束を行う際には、本人又は家族に対して、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

（３）職員に対し、身体拘束等適正化のための研修を定期的に実施します。

７　サービスの中止（キャンセル）等

（１）利用者がこの介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る訪問等のサービス提供を中止する場合は、事前に事業所までご連絡ください。

（２）ケアプランの変更、サービス事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに事業所までご連絡ください。

（３）利用者は、３日以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます（契約書第１３条）。

（４）サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

８　入院時における医療機関との連携

利用者又はその家族は、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、事業者の担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお伝えください。

９　緊急・事故発生時の対応

（１）サービス提供にあたり怪我や体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

（２）事故等が発生した場合は、事業所は速やかに必要な措置を講ずるとともに、市、保険者、利用者の家族等に連絡します。

１０　秘密保持と個人情報保護

（１）事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

（２）事業所の職員又は職員であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

（３）事業者は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

１１　相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

高齢者あんしんセンターくらぶち 相談・苦情等窓口	電話：０２７－３９５－６２００ FAX：０２７－３９５－６２０１ 相談員（責任者）：浦野　優多

○行政機関その他の苦情受付機関は次のとおりです。

高崎市 長寿社会課 地域包括支援担当	〒370-8501　　高崎市高松町 35 番地 1 電話：０２７－３２１－１３１９（直通） FAX：０２７－３２６－７３８７ 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土、日、祝日、年末年始を除く）
高崎市 介護保険課 介護サービス担当	〒370-8501　　高崎市高松町 35 番地 1 電話：０２７－３２１－１２５０（直通） FAX：０２７－３２１－１１６６ 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土、日、祝日、年末年始を除く）
群馬県国民健康保険団体連合会（国保連） 介護保険課（苦情専用） （介護予防支援について）	〒371-0846　　前橋市元総社町 335 番地 8 電話：０２７－２９０－１３２３（直通） 受付時間：午前９時から午後４時３０分時まで（土、日、祝日、年末年始を除く）

１２　業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、事業を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（１）　業務継続計画について職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（２）　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１３　衛生管理等

事業所における感染症の発生及びまん延を防ぐため、次の措置を講じます。

（１）感染対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

（２）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

（３）職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１４　ハラスメント対策の強化

事業者は適切な運営を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

（１）職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

（２）利用者またはその家族が職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。ハラスメント行為など著しい背信行為が認められた場合は、サービスの中止や契約を解除することもあります（契約書第１４条）。

１５　第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価の実施はありません。

【 説明確認欄 】

令和　　年　　月　　日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明し、交付しました。

事業者　　一般財団法人　　榛名荘

（事業所番号　1000200277）

事業所　　高齢者あんしんセンターくらぶち

説明者　　印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、同意し受領しました。

利用者　氏　名　　印

代理人又は立会人

氏　名　　印